

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】**『宴のあと』事件（1961年）**

【事件】三島由紀夫の小説『宴のあと』のモデルとされた元外務大臣が、プライバシーを侵害されたとして、著者である三島と出版社の新潮社を相手取り、謝罪広告と損害賠償を求めて提訴した。

【判決】1964年、東京地裁は第一審で、プライバシーの権利を「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないしは権利」と定義して、はじめて法的権利として認定した。その侵害を認めて原告勝訴の判決を下されたが、三島側が告訴。しかし、翌年原告が死去したため、その後、遺族との間に和解が成立した。

『石に泳ぐ魚』事件（1994年）

【事件】柳美里（りゅうみり）による小説『石に泳ぐ魚』のモデルとなった女性が、公表を望まない個人情報を掲載されたため、プライバシーの侵害および名誉棄権侵害を理由として、作者と出版社に出版差し止めと損害賠償、謝罪広告を求めて提訴した。

【判決】文学における表現の自由とプライバシーの権利が争点となった裁判として、出版差し止めが認められるかどうか注目された。第一審、第二審に続いて、最高裁でも原告が勝訴した（2002年）。最高裁は「たとえ文学性の高い作品であっても、個人の人格権を侵害してはならない」として、出版差し止めと損害賠償の支払いを命じている。